

## 建築士事務所廃業等届

建築士事務所の \_\_\_\_\_ したので、建築士法第23条の7の規定により、  
登録通知書を添えて届け出ます。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住所  
届出者 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

(印)

千葉県指定登録機関

公益社団法人千葉県建築士事務所協会会長 様

廃業等の事由		1 個人から法人へ    2 法人から個人へ    3 開設者の死亡 4 法人の合併・解散・破産    5 管理建築士の退職 6 他都道府県へ移転    7 その他 ( _____ )		
建事 築務 士所	ふりがな 名 称			
	所在地			
開 設 者	個 人	ふりがな 氏 名		
		住 所		
	法 人	ふりがな 名 称		
		事務所 所在地		
		役員 氏名及び 役 名		
管理建築士氏名		建築士 ( _____ ) 登録第 _____ 号		
登録年月日及び 登録番号	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 千葉県知事登録 第 _____ 号	※ 審		
※廃業等受付 年月日及び番号	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 第 _____ 号	査		

- 注 1 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
- 2 届出者は、下記のとおりです。  
業務を廃止したときは、開設者。開設者が死亡したときは、その相続人。開設者について破産手続開始の決定があったときは、その破産管財人。法人が合併により解散したときは、その役員。法人が破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散したときは、その清算人
- 3 廃業等事由欄は、1に掲げる事項の詳細及び決定した月日を記入してください。
- 4 ※印欄は、記入しないでください。